

公益財団法人全日本スキー連盟
加盟団体長 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
競技本部長 皆 川 賢太郎



カナダにおける大麻合法化について (追記版)

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について平成 30 年 11 月 16 日付け文書にて通知いたしましたが、追記版を再通知いたします。

カナダでは、本年 10 月 17 日から、大麻 (マリファナ) の所持・譲受け等が合法化されることとなりました。

我が国の大麻取締法は、カナダなどの海外において大麻 (マリファナ) の所持・譲受け等を行った日本人にも適用され、これが明らかとなった場合には日本国内で処罰を受けることとなります (刑罰法規及び罰則につきましては下記をご参照ください)。

したがって、大麻 (マリファナ) の所持・譲受け等が適法とされているカナダ国内においても、大麻の所持・譲受け等は絶対に行わないでください。

勿論、大麻 (マリファナ) の吸引も本連盟として全面的に禁止致します。

万が一、大麻 (マリファナ) の吸引、所持、譲受け等が明らかとなった場合には、当連盟といたしまして厳罰に処すること致しますので、予めご承知おき下さい。

各加盟団体におかれましては、関係各署に周知していただけます様、お願い申し上げます。

敬具

記

1 大麻取締法

第二十四条の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の八 第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

2 刑法

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

1号～16号 略

以上